

アメリカ刑事法の調査研究 (142)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 椎 橋 隆 幸)*

White v. Woodall 572 U. S. ___ (2014)

山 田 峻 悠**

死刑事件での量刑手続きにおいて、被告人が証言しなかった事実を不利に扱うことは一切禁止されていると陪審説示を行うように求めた弁護人の請求につき、これを斥けた州の公判裁判官の判断が、人身保護令状の発給の要件である、「合衆国最高裁判所の判示の不合理な適用」に当たらないとされた事例。

《事実の概要》

16歳の高校生の少女が、夜、コンビニに自動車で向かったまま行方不明となり、コンビニ近くの湖で遺体となって発見された。遺体は衣服を身に着けておらず、また、喉を二度切り裂かれており、その傷は気管を切断するほど深いものであった。

警察は被申請人 Woodall が、事件当夜、被害者が向かったコンビニに行ったことを突き止め、被申請人を取り調べたが、被申請人は、その晩の居所について矛盾する供述を行った。さらに捜査を進めた結果、被害者運転

* 所員・中央大学法学部教授・法科大学院教授

** 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

車両に被申請人の指紋が付着していたこと、被申請人の自宅玄関に血痕が付着していたこと、被申請人の着衣から検出された血液を分析した結果被害者のものと一致したこと、被害者の臍から採取された体液標本のDNA型と被申請人のDNA型が一致したことなど、被申請人の有罪を示す圧倒的な証拠が明らかになっていった。

このような自身の有罪を示す証拠を目の前にして、被申請人は法定刑に死刑の定めのある謀殺、拐取、第1級強姦について有罪を答弁し、さらに謀殺についての法定の加重事由についても有罪答弁を行った。その後の量刑聴聞において、被申請人は性格証人の尋問を請求したが、自らが証言を行うことは拒否した。弁護士は、公判裁判官に対して「被告人には証言を行う法律上の義務はなく、また、被告人が証言しなかったという事実は一切被告人の防衛上の不利益に働いてはならない。」との陪審説示を行うように求めた¹⁾。

公判裁判官は弁護人のこの請求を斥け、被申請人に死刑を量定した。ケンタッキー州 Supreme Courtはこの判断を確認した。ケンタッキー州 Supreme Courtは、第5修正が、何も証言しなかった被告人を罪責の有無に関する認定手続き(guilt phase)において保護するために不利益推認を禁止する説示を行うように求めていることを認識していたが、カーター事件(Cater v. Kentucky 450 U.S. 288 (1981))とそれに続く裁判例は、量刑手続きで本件被申請人側の請求にかかる説示を行うことを義務付けていないと判示した。

1) アメリカ合衆国において、刑事公判は罪責の有無に関する認定手続きと量刑手続きに分かれており、量刑手続きは通常裁判官による手続であるが、死刑を存置する法域においては、量刑手続きにおいて死刑を科すための加重要件の有無の判断を陪審に委ねている場合がある。Entzeroth, *The End of the Beginning: The Politics of Death and the American Death Penalty Regime in the Twenty-First Century*, 90 Or. L. Rev. 797 2011-2012 (2012)。ケンタッキー州の制度に関しては Ky. Rev. Stat. Ann. §532.025; Vito & Keil, *Capital Sentencing In Kentucky: An Analysis Of The Factors Influencing decision Making In The Post-Gregg Period*, 79 J. Crim. L. & Criminology 483 1988-1989 (1989)。を参照。

2006年、被申請人は連邦の District Court に本件の人身保護令状の発給を申請した。District Court はこの申請を認め、第6巡回区 Court of Appeals はこの District Court の判断を確認した。合衆国最高裁判所はサーシオレイライを認容した。

《判旨・法廷意見》

破棄，差戻し。

1. スカリア裁判官執筆法廷意見

第6巡回区 Court of Appeals は第5修正に関する主張に基づく被申請人の人身保護令状の発給の申請を認めているが、この判断は合衆国法典28編2254条(d)における人身保護令状発給の制限を無視している点に誤りがあるので、当法廷はこれを破棄する。

(1) 合衆国法典28編2254条は以下のように規定されている。「州裁判所の判断に従って身柄拘束下にある者のために人身保護令状の発給を申請することは、州の裁判手続きにおいてすでに当否が判断されている主張を根拠とするものであってはならない。ただし、その州の判断が合衆国最高裁判所の判示で、明確に確立した連邦法に反する場合、もしくは、同様に明確に確立した連邦法の不合理な適用となる場合はこの限りではない。」同条にいう「明確に確立した連邦法」とは、合衆国最高裁判所の判断の判示部分のみを指し、傍論は含まない。そして、同条にいう「不合理な適用」とは、単に誤りである、あるいは「明白な瑕疵がある」ということではなく、「客観的に見て不合理」であることを意味している。この不合理な適用を根拠に人身保護令状の発給を受けるには、州の裁判所の判断が、公正な立場に立つものから見て、誤りであることに異論の余地がない (an error … beyond any possibility for fairminded disagreement) ことを州の収監者は示さなければならない。

ケンタッキー州 Supreme Court 並びに第6巡回区 Court of Appeals は、本件争点に関連する先例として、カーター事件、エッセル事件 (Estelle v. Smith 451 U.S. 454 (1981))、ミッチェル事件 (Mitchell v. United States 526

U.S. 314 (1999)) を挙げている。カーター事件は、不利益推認を禁止する説示は罪責の有無に関する認定手続きにおいて義務づけられていると判示したものであり、エッセル事件は、ミランダ警告を欠いて不任意に行われた精神鑑定の結果を証拠として許容することの是非が争点となった事案である。ミッチェル事件は、犯罪の状況及び詳細に関する事実の認定 (factual determinations respecting the circumstances and details of the crime) について量刑手続きにおいて被告人が黙秘したことから公判裁判官が不利益推認を行うことを禁止している。

Court of Appeals は、これら従前の裁判例を併せて解釈すると、不利益推認を禁止する説示が量刑手続きにおいて要件とされるということが唯一の合理的な結論となるため、ケンタッキー州 Supreme Court の判断はこれらの先例の不合理な適用にあたるという。しかし、以下で述べるように、ケンタッキー州 Supreme Court の結論は、公正な立場に立つものから見て異論の余地がない誤りがあるとはいえない。

当法廷が、自己負罪拒否特権が量刑手続きにおいても適用されると判示したことがあることは間違いない。しかし、量刑手続きでの憲法上の原則の適用が、罪責の有無に関する認定手続きと幾分相違することは異例なことではない。

現に、ミッチェル事件自体が量刑手続きにおける被告人の黙秘を理由とする推認を許す余地を残している。ミッチェル事件において、当法廷は、District Court の裁判官が、被告人が販売した薬物の量について被告人が黙秘を行ったことから事実上の不利益推認を行ったことに対して、この不利益推認は、量刑手続きにおける被告人の黙秘権を侵害すると判示した。しかし、当法廷は、「量刑手続きにおいて、“犯罪の状況及び詳細に関する事実の認定” に関して、例外を採用することを否定する。」「政府が犯罪に関連する事実を証明する責任を負い、自己負罪拒否特権を犠牲に被告人に協力を求めることはできない。」と述べて、禁止される不利益推認が犯罪事実 (facts of the crime) に関する推認に限定されるような表現を用いて、この判示の適用範囲に限定を加えている。

加えて、「沈黙が悔恨の念の有無に関わる場合、もしくは、沈黙が合衆国量刑ガイドライン3E1.1条に規定される減軽事由のために被告人が刑事責任を認めているか否かに関わる場合は、本件の判示は及ばない。」と述べており、ミッチェル事件では本件と直接関連する点についての判断を明確に留保している。

このようにミッチェル事件において判断が留保されていたことは、二つの理由から本件において重要である。第一に、もしミッチェル事件が量刑手続きにおいて何らかの事実に関する推認を行いうると示唆しているならば、本件で被申請人が請求したような不利益推認を量刑聴聞において一律に禁止する説示が行われるべきことが要件とされたこととミッチェル事件を解釈することはできない。本件で、弁護人は、悔悛の念が量刑聴聞における争点であったことをオーラルアーギュメントで認めている。また、公判裁判官も、量刑手続きにおいて陪審が被告人に悔悛の念がないことを考慮できないとする判例法がないことを理由に、不利益推認を禁止する説示を行うことを拒否した。このことだけでも、ケンタッキー州 Supreme Court の結論が客観的に見て不合理でないことの理由として十分である。

第二に、被申請人の沈黙から行いうる推認がミッチェル事件において判断を留保した推認に含まれていることは明白である。被申請人は、死刑を科す要件たる加重事由を含め、すべての犯罪事実について有罪を答弁しているので、ケンタッキー州は、犯罪に関連する事実の立証責任を転換してはいない。

本件反対意見によれば、ミッチェル事件は、反対意見がエッセル事件で確立されたとする一般原則の例外を単に否定しただけの判例であることを理由にして、本件とは関連性がないと主張している。しかし、エッセル事件の判示は、被告人の黙秘に基づいた不利益推認に関する事案ではなく、また、ミッチェル事件は、もしエッセル事件が不利益推認に関して一律に適用されるルールを確立していたとしたら、全く意味のないものとなる。

(2) 被申請人は、明確に確立した連邦法を当然に拡張できる範囲に拡張しなかった場合でも、合衆国法典2254条(d)(1)上の誤りになると主張してい

る。しかし、当法廷は、このような法理を採用したことはない。

カーター事件、エッセル事件、ミッチェル事件の判断を論理的に展開すれば、第5修正が、量刑手続きにおいて不利益推認を禁止する説示を本件のような場合に行うことを要求しているということになるともいえるし、そうではないともいえる。積極、消極のいずれの立場にも合理的な根拠が見出せるのである。とはいえ、この点について当裁判所が判断をするのは通常上訴の手続きにおいてであり、人身保護手続きによる救済の是非を判断する本件においてではない。

Court of Appeals の判断を破棄し、差し戻す。

2. プレイヤー裁判官執筆反対意見（ギンズバーグ裁判官及びソトマイヤー裁判官参加）

(1) 合衆国最高裁判所は、カーター事件で、公判裁判官は罪責の有無に関する認定手続きにおいて被告人の請求にかかる不利益推認禁止の説示が第5修正上の要件であると判示した。エッセル事件は、法定刑に死刑の定めのある犯罪を公訴事実とする場合に、第5修正は、罪責の有無に関する認定段階と量刑段階を区別しないと判示している。したがって、死刑の量刑手続きにおいて、被告人が請求する不利益推認禁止の陪審説示が第5修正上の要件であることは明白である。

(2) 本日の法廷意見がこの理論構成を避けるのに採用するエッセル事件の解釈はあまりに狭すぎる。第一に、法廷意見は、第5修正は罪責の有無に関する認定手続き及び量刑手続きに等しく適用されるとするエッセル事件の判示は単なる傍論であるというが、これはエッセル事件の判断の中核である。第二に、法廷意見は、エッセル事件は量刑段階における自己負罪拒否特権の内容について何も述べていないと結論付けるが、エッセル事件は、第5修正に関する限り、罪責の有無に関する認定手続きと量刑手続きを区別する根拠がないとしている。

法廷意見は、ミッチェル事件は、エッセル事件の第5修正のルールが、例えば悔悛の念のような、犯罪事実（facts of the crime）とは関連のない

事項、もしくは、検察側が立証責任を負っていない事項には適用されない可能性を示唆しているという。しかし、ミッチェル事件はエッセル事件の一般原則がミッチェル事件の具体的な事実状況に適用があると判示したのに過ぎないのであって、異なる事実関係での適用を排するものではない。

また、法廷意見は、エッセル事件及びカーター事件から導き出される一般原則の例外を設けることに関して、ミッチェル事件が判断を留保した点を過度に重視している。ミッチェル事件のこの部分の判断は傍論である。

ある争点について判断を留保したということは、すでに明確に確立した法原則に疑念を投げかけているのではない。ミッチェル事件では、回答がなされた争点を明確にするために、回答がなされていない争点を判断留保という形で明確にしたにすぎない。

(3) 法廷意見は、明確に確立した連邦法を当然に拡張できる範囲に拡張しなかった場合でも、合衆国法典2254条(d)(1)上の誤りになるという主張を否定し、この点につき私も同意する。しかし、前述してきたことから、ケンタッキー州 Supreme Court が行った解釈は、2254条(d)(1)上の誤りとなることは明らかである。

以上の理由から、法廷意見の結論に反対する。

《解説》

1. 本件は、人身保護令状の発給申請に関する事例である。本件の州の裁判手続きでは、死刑事件の量刑手続きにおいて、被告人の悔悛の念の有無について、被告人が証言しなかったことから不利益推認を行うことは許されないという、陪審説示を公判裁判官に求める権利が被告人にあるか否かが争われ、州公判裁判所はこの争点に消極の立場を示した。本件において合衆国最高裁判所は、人身保護手続きという性質上、この州裁判所の判断が合衆国最高裁判所から見て妥当であるか否かではなく、人身保護令状の発給の要件である、“合衆国最高裁判所の判示の不合理な適用”にあたるか否かについて判断を示した。ここでいう合衆国最高裁判所の判示の不合理な適用にあたるというのは、ある争点について関連する合衆国最高裁

判所の判例があり、その争点を解決するために州裁判所が行ったその判例の解釈が、中立の立場にある者からみて、合理的に成り立ちえない場合をいう²⁾。したがって、たとえ合衆国最高裁判所が、州裁判所が行った解釈よりも妥当な解釈があると考えたとしても、その州裁判所の解釈が、中立の立場にある者からみて、合理的に成り立ちうるといえるならば、人身保護令状の発給申請は棄却されることとなる。

2. ケンタッキー州裁判所並びに第6巡回区 Court of Appeals は、量刑手続きで被告人は、「悔悛の念の有無について不利益推認は禁止される」という陪審説示を公判裁判官に求める権利を被告人は有しているか否かという争点に関連する先例として、カーター事件³⁾(Cater v. Kentucky 450 U.S. 288 (1981)), エッセル事件⁴⁾(Estelle v. Smith 451 U.S. 454 (1981)), ミッチェル事件⁵⁾(Mitchell v. United States 526 U.S. 314 (1999)) を挙げている。

(1) カーター事件 この事件は、以下で説明するように、被告人が証言しなかったことから不利益推認を行うことを禁止したグリフィン事件⁶⁾(Griffin v. California 380 U.S. 609 (1965)) を出発点とし、レイクサイド事件⁷⁾(Lakeside v. Oregon 435 U.S. 333 (1978)) を経て、罪責の有無に関する認定手続きにおいて、被告人が自己負罪拒否特権に基づき、公判裁判官に対して不利益推認禁止の陪審説示を求める権利を有していることを認め

2) Judith L. Ritter, The Voice of Reason _ Why Recent Judicial Interpretations of the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act's Restrictions on Habeas Corpus Are Wrong, 37 Seattle U. L. Rev. 55 2013-2014 (2013).

3) 小早川義則「被告人の証人適格」名城ロースクールレビュー 30巻82頁。

4) 渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅰ』(中央大学出版, 1989年) 129頁(小木曾綾執筆)。

5) 洲見日光男「外国判例紹介 有罪答弁と量刑審査における自己負罪拒否特権の保障 Mitchell v. United States 526 U.S.314 (1999)」朝日法学論集24号23頁。

6) 小早川・前掲注2) 69頁。

7) 渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅱ』(中央大学出版, 1989年) 36頁(瀬川憲悟執筆), 小早川・前掲注2) 72頁。

た判例である。

グリフィン事件は、被告人が証言台に立たなかったことを被告人に不利益に扱いうるというコメントを裁判官が陪審にしたことにつき、これが自己負罪拒否特権の行使に憲法上許容できないペナルティーを科すことになることを理由にして、罪責の有無に関する認定手続きにおけるこのような陪審説示を自己負罪拒否特権違反とした事例である。続くレイクサイド事件は、被告人が不利益推認禁止の陪審説示を行わないように求めたにもかかわらず⁸⁾、裁判官がこの要求を斥けて不利益推認禁止の説示を行ったことが自己負罪拒否特権の侵害に当たるか否かが争点とされた事例である。合衆国最高裁判所は、被告人の黙秘から陪審員が事実上はたらかせる虞のある不利益推認を防ぐためには、ここで公判裁判官が行ったような陪審説示が肝要であることを強調し、被告人の異議を斥けて不利益推認禁止の陪審説示を行うのは自己負罪拒否特権侵害ではないとした。カーター事件において、これら二つの先例から残されていた、被告人は罪責の有無の認定手続きにおいて、公判裁判官に対し不利益推認禁止の陪審説示を求める権利を有するか否かということが争点とされた。

合衆国最高裁判所は、レイクサイド事件で示されたように、不利益推認禁止の陪審説示の重要性について言及し、証言しなかったことに裁判官がコメントを行わなかった場合でも、知識のない陪審が自身の感情のみ (with only untutored instincts) に従って自由に推認を行いうるならば、自己負罪拒否特権の行使に対してグリフィン事件と同等のペナルティーを科すことになることを理由に、被告人は罪責の有無の認定手続きにおいて、公判裁判官に不利益推認禁止の陪審説示を求める権利を有することを認めた。

これら一連の判例により、自己負罪拒否特権の保障に基づき、被告人が罪責の有無の認定手続きにおいて、証言しなかったことからの不利益推認

8) レイクサイド事件において、被告人側は、被告人が公判で黙秘したことに陪審が注目することを回避するために、不利益推認禁止の陪審説示を行わないように公判裁判官に求めた。

は禁止され、また、裁判官は、被告人側からの請求に基づき、不利益推認禁止の陪審説示を行うことが憲法上の要件であるという原則が確立した。

(2) エッセル事件 この事件は、死刑の量刑手続きにおいても自己負罪拒否特権保障があることを認めたとうえで、捜査段階での被告人の精神鑑定がミランダ警告を欠いて、不任意に行われたため、その精神鑑定での被告人の供述を、死刑の量刑手続きにおいて、死刑を科すための加重要件⁹⁾を支える証拠として用いることは自己負罪拒否特権を侵害するとされた事例である。この事件は不利益推認に関する事例ではないが、自己負罪拒否特権が量刑手続きにおいても適用されることが認められた点で本件に重要性がある。合衆国最高裁判所が、死刑の量刑手続きに自己負罪拒否特権保障が及ぶとした理由は、次の二点である。すなわち、第一に、死刑であるか否かの判断は、有罪・無罪の判断に匹敵するほど被告人にとって重大なものであり、したがって、死刑事件において罪責の有無の認定手続きと量刑手続きを区別する根拠を見出せないこと、第二に、この事件における被申請人の精神鑑定での供述は、死刑を科すための加重要件という政府側が立証責任を負う事項の証明に用いられ、したがって、政府側が負う立証責任が被告人に転換されたのと同じ結果が生じること、であった。

しかしながら、エッセル事件が量刑手続きにおけるすべての事項について自己負罪拒否特権の保障が及ぶと判断していたか否かという点は明確ではなかった¹⁰⁾。というも、エッセル事件において供述したことからもたらされた死刑という結果は、被告人にとって有罪か否かという結果と同様に重いものであることを理由にして、合衆国最高裁判所は自己負罪拒否特権の保障が量刑手続きにも及ぶとし、したがって、エッセル事件は死刑

9) 死刑制度を有する各州は、死刑の量定手続きにおいて、死刑を科す根拠事由を加重要件として法定し、その要件につき、政府側が合理的な疑いを入れない程度に立証を求めている場合がある。これはいわば“死刑”を科すための特別構成要件と呼べるものである。渥美東洋「死刑はアメリカで“復活”するか」判例タイムズ552号7頁、渥美・前掲注6) 313頁参照(中野目善則執筆)。

10) 渥美・前掲注3) 129頁以下参照。

という重大な結果が供述したことに伴う場合に関する判示であると限定的にとらえることができるためである。また、エッセル事件では死刑を科すための加重要件は政府側が挙証責任を負う事項であったのに対し、そうでない事項についても自己負罪拒否特権の保障が及ぶのかは、必ずしも明らかではなかった。

(3) ミッチェル事件 この事件は、死刑事件であるエッセル事件で採られた理論構成が死刑事件ではない事件の量刑手続きにおいても及ぶとし、そしてこれにより自己負罪拒否特権の保障が及ぶことから、量刑に影響を与える犯罪の状況及び詳細に関する事実の認定 (factual determinations respecting the circumstances and details of the crime) において被告人が証言しなかったことを理由に不利益推認を行うことは許容されないとした事例である。合衆国最高裁判所は、このように判断した根拠として、第一に、被告人はしばしば有罪か否かというよりも、量刑の重さに関心を寄せ、このような被告人にとって重大な段階で自己負罪拒否特権の保障を及ぼさないことは被告人の保護に欠けること、及び、第二に、この事件で争点とされた犯罪の状況及び詳細に関する事実は、検察側が立証責任を負っている事項であり、したがって、この事項について不利益推認を行うことは政府側の立証責任を被告人側に転換することになること¹¹⁾を挙げている。

もっとも、この事件では、量刑手続きで被告人の悔悛の念の有無に関して不利益推認を行いうるかという点については、判断が留保されている。そして本件で州裁判所の手続きにおいて、この点が争点として取り上げられた。

11) ミッチェル事件において、「問題は、政府側が……立証責任を果たしたか否かである。」「政府が犯罪に関連する事実を証明する責任を負い、自己負罪拒否特権を犠牲に被告人に協力を求めることはできない。」と言及されていることから、不利益推認が行われることで、政府側の立証責任が被告人側に転換されることを理由に、合衆国最高裁判所は自己負罪拒否特権侵害を認めたということが出来る。

3. 本件の合衆国最高裁判所の法廷意見と反対意見との間には、叙上の先例の理解に大きな相違がみられる。法廷意見は、ミッチェル事件でその判示が犯罪の状況及び詳細に関する事項に限定されるような表現を用いていること、及び、本件で問題となった悔悛の念の有無についての不利益推認の可否について判断を留保していることを重視し、量刑手続きで悔悛の念に関して不利益推認禁止の陪審説示を公判裁判官に求める権利を被告人は有しているかという争点については、合衆国最高裁判所がまだ判断を示しておらず、しかも、この争点については積極・消極のいずれの立場も成り立ちうるとしている。これに対して、反対意見は、エッセル事件により、量刑手続きにおけるすべての事項に関して自己負罪拒否特権保障が及ぶという一般原則は確立されており、ミッチェル事件は、この一般原則を「犯罪の状況及び詳細に関する事実の認定」における不利益推認の問題に適用しただけの事例であり、判断を留保した点は単なる傍論で重視すべき事項ではないととらえていた。そして、このエッセル事件で確立した原則と、不利益推認禁止の陪審説示を公判裁判官に求める権利を被告人は有することを確立したカーター事件を併せて解釈すれば、量刑手続きで悔悛の念の有無に関して黙秘から不利益推認禁止の陪審説示を公判裁判官に求める権利を被告人は有しているということが唯一の合理的な解釈となると考えている。

エッセル事件及びミッチェル事件が、自己負罪拒否特権を量刑手続きに及ぼした根拠のうち、被告人にとっては、如何なる刑が科されることが罪責の有無と同程度に重要であるので、罪責の有無の認定手続きと量刑手続きを区別することはできない、とした点を重視しているとすれば、反対意見が示したように、死刑の量刑手続きにおいて、悔悛の念の有無に関して証言しなかったことからの不利益推認が禁止される旨の陪審説示を公判裁判官に求める権利を被告人は有しているとの結論となる。他方、自己負罪拒否特権の保障が量刑手続きに及ぼした根拠として、政府側が立証責任を負う事項に関して不利益推認がなされれば、政府側の立証責任が被告人側に転換されることとなるという点を重視すれば、このような権利を被告人

は有さないという結論となる。法廷意見は、先例上このような先例の射程を異にする二つの理由づけが混在しているとみている。

どちらの理由づけを重視するべきであるかは、不利益推認禁止原則とその根底をなす自己負罪拒否特権との関連をどのように理解するかにかかってくるように思われる。自己負罪拒否特権を、政府側が、被告人に協力義務を課すことなく、自らが得た証拠のみに基づいて被告人の有罪を立証することを求めていると理解すれば、証言しなかったことから不利益推認を行うことは、政府側の立証責任を被告人側に転換するとこととなるために自己負罪拒否特権を侵害するということになり、したがって、政府側の立証責任に関する後者の理由づけが中心的な理由となる。他方で、自己負罪拒否特権を、個人の尊厳が損なわれることを阻止するため、その個人が供述するか黙秘するかを任意に選択することのできる自由を保障したものであると理解すれば、証言しなかったことから不利益推認が行われることになると、被告人は結局供述せざるをえない状況に追い込まれることになるために自己負罪拒否特権が侵害されるということになり、したがって、被告人にとって刑の重さが罪責の有無に匹敵する重大性を有するとした前者の理由づけが中心的な理由となる。この点、公判廷での自己負罪拒否特権の保障についての理解は、先例上は、自己負罪拒否特権を政府側が、被告人の協力を得ることなく、自らの活動で得た証拠のみに基づいて被告人の有罪を立証することを求める立場に立ってきたといえるのではないかと思われる。

もっとも、人身保護手続きの処理としては、いずれの立場も合理的に成り立ちうると認めれば、そこまでの判断で十分であり、どちらの理由づけを重要視すべきかという判断は、通常上訴の手続きで合衆国最高裁判所がこの問題を検討するまで持ち越される。これについての合衆国最高裁判所の直接の判断が待たれるところである。

4. 本件において、被申請人はさらに、人身保護令状の発給の要件である、合衆国最高裁判所の判示の不合理な適用に関して、明確に確立した合衆国最高裁判所の判示を当然に拡張できる範囲にまで拡張しなかった場合

にも認められる旨を主張した。合衆国最高裁判所は、先例上そのような法理が採用されたことはないとして、この主張を斥けており、この点については反対意見も賛同している。たとえこの被申請人が主張する法理を合衆国最高裁判所が採用していたとしても、前述した本件法廷意見のエッセル事件及びミッチェル事件の解釈を前提とすると、カーター事件及びエッセル事件、ミッチェル事件において確立された法原理を、本件争点に当然に拡張することができたかは不明である。